

対島の村

上県郡船越村船方

(大阪) 平山 敏治 郎

才方

船方は船越村の南端にある。三浦湾の南岸に北へ開いた船方浦の奥に位置し、船越の隣に当る。役所の記録では調査時の昭和二十六年現在で、戸数四九、人口二九七内男一四三、女一五四となつていたが、實際の居住者は本戸百姓二戸、名子五戸、および寄留一〇戸であつた。寄留には本戸の分家、名子姓を持つた者、他村から入つて村の娘を娶にした者があつた。そのうち一部の者は村をヤヤ離れた所に住んでいる。分家寄留には桶屋、家大工、船大工各一戸がある。本戸には給人はもとより足軽など土族の身分をもつた者はいなかつた。藩政の頃は村の下知役は給人でなければ持てなかつたので、船方は他村の下知役の支配下にあつた。大山の大山氏、山川氏また上野氏、山崎氏などが船方下知

であつたという。なお村の東方、寺の隣にハリカサという字がある。ここには平田氏の墓があるが、大きな木の下の田原藤太の墓と伝える墓石があつた。もとより後世に建てた記念碑もしくは供養塔であるが、船越の船越の給人であつた田原氏が毎年七月十七日にこの墓に詣る。村の平田氏の本家筋に当る家が今もこの墓を管理して、田原氏と平田氏とは主従のよき関係にあるといふから、船方とこの田原氏とは曾つて支配関係があつたのではあるまいか。

伝えによると船方ははじめ百姓六戸の知行であつた。松島・堀江・新藤・阿比留・平田・田口がこれである。その後ワカサレが出て土地を分け替へ、次第に増加して二一戸になつた。それ以来戸数を制限したといふが、時期は不明である。現在松島氏一〇戸、堀江氏一戸、近藤氏二戸、平田氏三戸、田口氏五戸である。阿比留氏は絶えたが、この家の株は松島氏の一軒が買つて立てている。株を買得て百姓になつた者は名跡を継ぐことになつていたらしいが、生家の氏をその後も称する組合もあつたのである。ただし株についた慣例には従わねばならなかつた。例えば伊勢講の組などは生家と買つた株の家と異なる場合は株の方が尊重される。

もとは百姓は七ヶレの畑と、山林・磯の権利とが組合された得分を持つていた。二一戸は平等に財産権を分割したのである。一戸に畑七ヶ所ずつ与えられ、百姓を認める者はこれらの土地を返上したが、明治以後は自由に処分出来るようになった。現在では百姓とは

名子・寄留に対して村の完全な権利をもつ家筋のことで株になつてゐるが、所有地は必ずしも均等ではなくなつた。売買によつて差を生じてゐる。七ヶレの百姓株といふが、一ヶレの面積には大小があつて不定である。場所によつて異つた。たゞ字ハリノヒラの畑地は二一に区分されて、今も百姓株が一ヶレずつ所有してゐる。七ヶレの合計面積も記載されていない。山林は百姓戸毎に分割した地と、部落共有地とがある。名子はすべて百姓の分家であるが、この家筋は山の共有権をもてなかつた。名子は磯のメフノリの権利は与えられてゐる。メフノリはワカサレとメフノリとである。寄留には漁獲権のみが認められた。

村を区画する組分けの規準はいくつかあつた。村の祭に神主さんを接待する場合は上一〇戸と下十一戸とに分けた。これを小組ワケといひ、お供物も組単位でした。六月と十一月と阿度の祭に上下両組が交替して勤める。伊勢講には大組十四戸内二戸名子・小組一〇戸内一戸名子がある。同じ氏が必ずしも同組ではない。但し近年の名子分家は本家と同組になつてゐる。また与良郷三十三大区といつた時分恐らく明治一〇年頃には泉州佐野から伝わつた佐野綱を村持で二統入れたことがある。これは婿を曳く綱である。村をサキ組とウラン組とに分けて、組ごとに網方一人を置いた。これは家筋によつて組み、名子は本家の組に入つた。佐野綱は断れたが、益の施飯鬼をする時はこの網組が交替で陸の番に當つた。

村の共有財産の配分には男女とも十三才から当つた。十三才以上の者をアマタとよぶ。男十三才は八合、十四才で九合、十五才になると一升すなわち一人前となる。女は十三才が七合であるから、十六才で一人前になる。一人前の男女をホンマエといひ、村の共同仕事を勤める義務を負う。また男女とも六〇才以上はサンキユウとよばれる。男のサンキユウは共同仕事に参加しなくとも配分があるが、女のサンキユウは足腰が立つ者は出なければ分前を買えなかつた。これは主として女の利用についていわれる。

フノリとワカメとは瀬場すなわち採集地がきまつていた。黒島・折瀬および中嶽の嶽から紺背嶽の嶽までの三ヶ所が、緒方と隣村久須保・大吠の三ヶ所の持場になつてゐる。以前は黒島と折瀬とは緒方と久須保とが一年交替で利用し、中嶽と紺背との間は大吠にきまつていた。フノリの口明は三月に入つて日をきめる。年によつて前後する。それより四月八日までは瀬場の権利があり、村ごととその年の瀬場へ出てフノリを切込む。期間が過ぎると三ヶ村の入会となつて、どの瀬場へどの村から出てよかつた。フノリは村が仲間になつて採り、取扱はチヤリで分け取つた。三月のフノリ採りに船は新しい手拭・袖無・赤い袴・脚絆をつけ、息子は新しい手拭で鉢巻して出た。村中を上中下と三級に分け、三隻の舟に分乗して行つた。この時は御馳走を用意して出たものである。

ワカメの口明は三月になつて十六日までのうち三日間、日和をみてきめた。これも三

日の間は村々の瀬場の権利があり、過ぎれば三ヶ村の総入会となる。ワカメは家ごとに力稼ぎする。採つただけ自分のものになつた。村中仲間て採ることもある。乾して売り、代金を採分によつて分配した。アマノリは口明がきまつていない。久須保と緒方との稼ぎ採りにし、出た奴族の力採集に委せた。ヒジヤについては黒島の瀬場は隣居瀬村に権利があつたので、緒方からは入れなかつた。折瀬から紺背まで久須保・大吠と緒方と三ヶ村の共同権利で自由に採つた。これも家ごとに力とりである。

寄り集は緒方の村で浦々の持場をきめる。正月二日の村の初寄の席で瀬場の議のタヂをひき、当つた浦を一ヶ年間の採集地とする。瀬場は五ヶ所あり、モトは六人の場、タチモは四人、アヌス二人、ウゼ五人、オウラ四人となつていて、百姓姓二人で利用した。ヨリモの口明は三月に入つてからシケのあとで藻の寄りを見計し、区長が触れて出た。その後は北風が吹いた翌日にそれぞれ持場へ採りに入つた。

ナマコ(タワラゴ)の口明は二月二日で、この日から三ヶ村の入会である。十二月十五日までは針で突いて捕つた。たゞし村々の納戸海には他村の入漁を禁じている。正月十七日の祭の三番頭・四番頭をタワラゴヒキと称した。祭の朝この二人は袴をもつてナマコを曳きに行き、トウガシラの家で膳が出た席上、ナマコの状況を報告する。「区を一俵と数え、どこは何俵と、逐次アジロごとに告げる。一同はこれを聞いて口明の時の場所遊びの参考にする。

山の共有財産については、共有山から薪を伐る時は二一戸が一纏に行つた。また木材を商人に売るときも相談してきめ、代金は村の経費にあてた。推の突は誰が採つても制限はなかつたが、木の突についてはまず村の共有地の分から採りはじめ、ついで二一戸がそれぞれ自家の山で採る。この時は他家の山に入ることを禁じている。共有山のカタインの突の口明は八月下旬にきめた。その日は百姓各戸から男女一名ずつが用意して宮の下に集り、擲つて山へ入つて一齊に採りはじめた。木の突は一所に集めて三一分け、等分に分配した。村の寺の境内の木の幹に木をあて、ここで油をしぼる。この油は女の髪油のみならず、揚げ物にも用いる。

総同労働の形態にはタヤタ・カタヨリ・テモライがある。公役はムラゲム(船頭)から触れて出る。必要に応じて本戸のみの公役もあれば、名子・寄留も出させる場合もあつた。公役には道普請・社寺の改修などがある。昨年(昭和二年)は村に電燈をひくために経費を稼ぐ必要から近くの万間玉間の道路改修を緒方で請負つた。これも公役で名子寄留まで参加し、六月ははじめから登前まで働いた。九月から電燈がついたばかりか、小学校分校も改築出来たが、その際玉間の道作りに出ぬ者は電燈をつけさせぬ約束を立て、本戸一軒と寄留一軒とは参加しなかつたので、今にランプを用いている。ただしこの所置は村仲間をヘネタこととは異つてゐる。親家のカタヨリ仕事はユイのことである。

間て加勢し、とて多かつた。カキエリの仲間は家によつて大休固定している。蒲積、五月に麦を刈つて叩く時などに行つた。今年是天候の都合で蒲の値付がおくれたので、ほとんどカタエリで行つた。テモライも親類から来てもらうのが多かつた。材木を出す時や家を建て、地持ちとする時などに頼む。来てもらうと昼と夕とは食事を出した。また村に急病人が出来て医者を迎える時、病人を運び出す時などは、村中の誰彼が便宜に出て船を漕いでやつた。これもいわばカタエリのようなものであつた。

前後したが村には井戸が一つある。この水は夏も涸れず、清澄である。六七月のころに一年一度の井戸替をする。正月の若水汲みはもとより年中の飲料にした。村の公用で区長が伝達する場合に道に立つて大声で叫ぶ習慣がある。オラフ場所は七所さままつていて、順次廻つて行く。村の寄合の合図にはホライを吹いた。また神社や寺のことに關しての寄合の知らせは寺の鐘をつく。寺は一ヶ寺現在には無住、事あれば大僧越の和尚を招く。

年中行事は神社の祭、寺の施餓鬼をはじめ伊勢崎、盆踊などは村中が集つて行い、その他は正月の年木立て、門松立てから以下各戸が同日に同じ行為をし、同じ食物を用意する。これは一般に見られる形態であるが、六月一日に厄祝をする時は村中の老幼を招いて御馳走する。厄祝する者が何人もあると、村人は順に廻つて祝う。厄年は男十九才、二五才、

女は十九才と三才である。四二才も六一才も厄年ではないから年換はしない。麦の甘酒に小豆飯、餅も出た。今はこの振舞が中止された。また十一月十五日に男十九才は元服、女十七才はカネアケの袴をした。これも厄祝と同様に村中へ「オホキ、オホキ、オホキ」と挨拶して、米、粟、蕎麥の餅三片づつ一人一人に配つた。これも今は婦人の祝のみとなつてゐる。盆の十五日の夜はホトケサマオケリがあり、新仏の家へは村中が門燈をつけて殊香をたきに行つた。親類他人の別もなく男女老若にかかわらず、皆行つた。その後村中の者が浜へ下りて、新仏を小さな船にのせて送つたのである。

これに對して婚嫁が成立して縁が聲の寂に入つても村中へ披露はしない。親類を招んで酒宴することはある。また葬式の晩に「ヘンレイ」といつて農家の親類が必ず二人連れで町内七軒（近所の意）の戸口に立つて挨拶してまわるが、これは村中全体には行かない。村の共同生活もしくは協同行為は、それでも本土の村々にくらべるとなお厳しい制約の下に示されることがある。例えば御尊殿と中岳との間の寺、青河内といひ、この奥に畑がある。七ヶレの畑のうしろであるが、村に土産がある、それから七日の間は村人は一人でもこの谷へ入ることが許されず。産のアラビがかかつたので、入ると祭りがあると考えてゐる。死人が出た時も同じく七日の立入禁止がある。それで産が近い急病人が危くなる、と村人は急の出立の準備は怠つておいて、もはや河内の御尊殿にかかつた。忙しい時期

には雨が降つても休まなかつた。私たちが村を訪れた七月中旬より少し以前に死者があり、その前に数日間村中が騒つてこの谷の畑へ行つたので、島根県出身の小学分校の教員は不思議な思ひをしたと語つたが、事情は右の如くであつた。また葬式があると村祈禱をした。寺へは村から米一升を集めて上げ、和尚に経を讀んでもらう。

次のような場合も注意される。村の用事で、勝原の町かまたは遠方へ出かける者があると、村人はその期間に寺へ集つて遊ぶ。自分の仕事をしつてはいけないのである。もしも区長が勝原へ公用で行けば五百円の旅費日当を出すべきである。これを内せば誰でも自由に動いてもよい。ただし五百円出ます、バス代往復実費九十円のみを与えた時は、村人二〇戸は寺に上つて居ることになる。船越の村役場へ公用の使を出しても寺へ集つて遊ばねばならぬといふ。これらは経済的な理由づけする者もあつたが、更に古風な心理から出たと傳すべきではなからうか。十二月十一日のススハキの日に若い衆の家の特除をするが、年とつた者は皆寺へ行つて居るというのも同じ心持と思われる。

区長の權威は強く保たれている。百姓株の者が認められるのであるが、今の区長は就前から重任しつづけていて、その権限がなければ村中は勝手なことは出来ないらしい。と云うのは、私たちが村を訪れたのは祭の日の午後で、祭事は終つたが、夜は旅の浪花節踊りが来て口演する予定になつてゐた。区長の名で、すでに村中にオランで知らされたのである。

には雨が降つても休まなかつた。私たちが村を訪れた七月中旬より少し以前に死者があり、その前に数日間村中が騒つてこの谷の畑へ行つたので、島根県出身の小学分校の教員は不思議な思ひをしたと語つたが、事情は右の如くであつた。また葬式があると村祈禱をした。寺へは村から米一升を集めて上げ、和尚に経を讀んでもらう。

村に入ると、幾く区長を説いて親善の道を歩む
べ協力を依頼したが完全に無視された。夕方
から村中が寺へ集つて年に一度の祭しるを
にしたからである。翌日もまた区長は奥河の
指示を出し、後述の如くを告げた。私たちが
来村が村に祭の祭しるを告知させたわけであ
る。誰も立腹はするが「区長の許可がない」
ためゆつくり話をするのを避けていた。この
時の区長の心中は今もつて判断に苦しむが、
村の有志の解限「あなた方に協力しても区
長は一文の利益にもならないからだ」といふ
三日目になつて分校の生徒がたまりかねて区
長を責め、漸く数人の百姓と夜を徹して語り
明し、開会を作ることが出来たのである。そ
れもはじめに舟を上つた時、第一に区長の家
を問うた私たちの手紙が「合流」だと村政
議員らに認められたからである。

なや年中行事の具体的な叙述、聖地の村
祭、若者の組織などにも及びたいが、新世
の關係で留置する。先年出版された「対馬の
自然と文化」のうち「薩摩藩及び周辺地域の
村落組織」(代表執筆者中野直氏)などを参
照していただくと幸いである。私たちが
小生と北尾俊夫君と二人の民権家で、昭和二
六年第二回の対馬聯合調査に参加した時のノ
ットによつて述べた。